

札幌市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 6 年 3 月 25 日
札幌市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）により、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として位置付けられている。

札幌市では、農業者の高齢化や後継者不在に伴う担い手不足が深刻化しており、遊休農地の発生が懸念されることから、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を一層強力に推進していく必要がある。

以上のような観点から、本市の特徴を生かしながら、活力ある農業を築くため、農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、法第 7 条第 1 項に基づき、札幌市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に合わせて、3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第 2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

各年度 40ha を担い手に集積する。

	管内の農地面積 (耕地面積) (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和 5 年度)	2,510 ha	854 ha (うち新規集積面積 44.6ha)	34.02 %
目 標 (令和 8 年度)	2,423 ha	974ha (うち新規集積面積 120ha)	40.20 %

※令和 8 年度の管内の農地面積（耕地面積）は、最新の耕地及び作付面積統計における耕地面積に過去 3 年間の減少率を乗じて算出

※集積面積は、担い手（認定農業者及び法施行規則第 10 条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 市、農地中間管理機構、農協などと連携し、農地の利用調整を図る。
- ② 遊休農地対策と連携した取組を推進する。
- ③ 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく利用権の設定による農地の賃貸

借を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、新規集積面積により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

各年度 7 ha の遊休農地を解消する。

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和 5 年度)	2,577 ha	67 ha	2.60 %
目 標 (令和 8 年度)	2,469 ha	46 ha	1.86 %

※遊休農地面積は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する農地の総面積

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積の合計

(2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた具体的な推進方法

- ① 農地法に基づく利用状況調査を実施し、遊休農地の状況を把握する。また、遊休農地の所有者等に対して利用意向調査を実施する。
- ② 利用意向調査の結果を受け、農地の所有者等の意向を踏まえて農地の利用関係の調整を行う。
- ③ 再生利用が困難と判断された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の解消面積により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

各年度6経営体（経営面積5ha）の新規参入を促進する。

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
令和5年度	9経営体／年 (13.11 ha／年)
目 標	6経営体／年 (5 ha／年)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 市、農地中間管理機構、農協などと連携し、就農希望者の就農地相談を随時実施する。
- ② 農業経営の法人化や新規就農・企業等の多様な農業参入を促進する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。